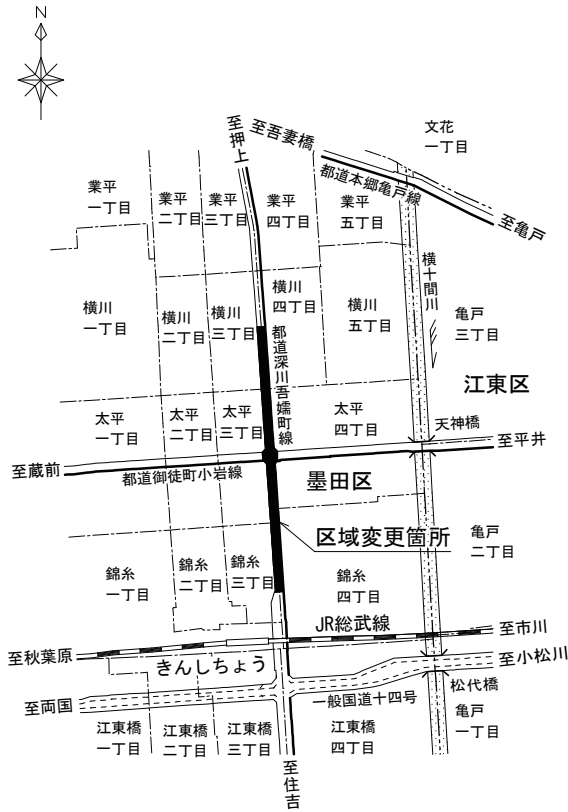


別図

都道深川吾孺町線
都道御徒町小岩線

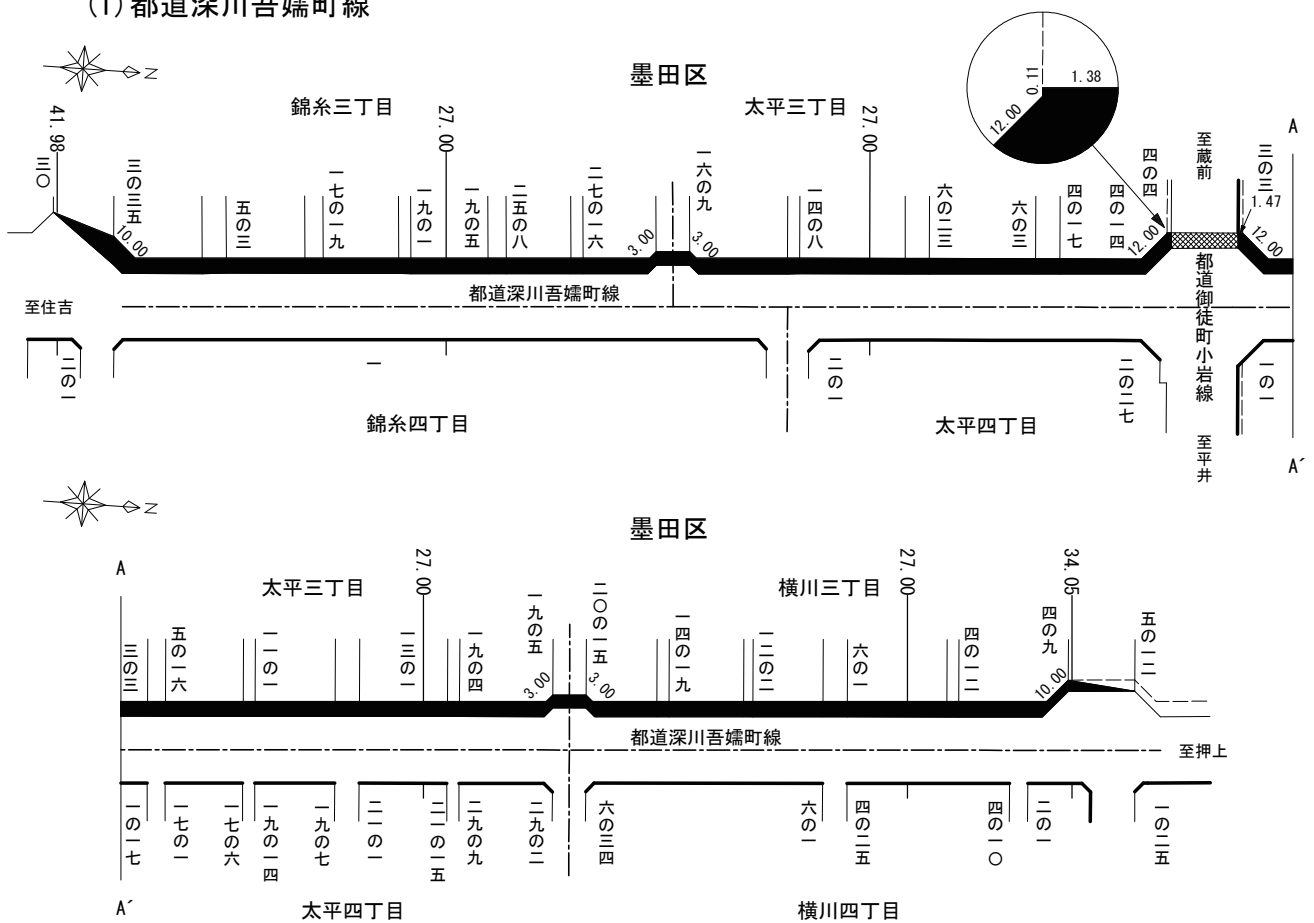
区域変更略図

墨田区錦糸三丁目、横川三丁目

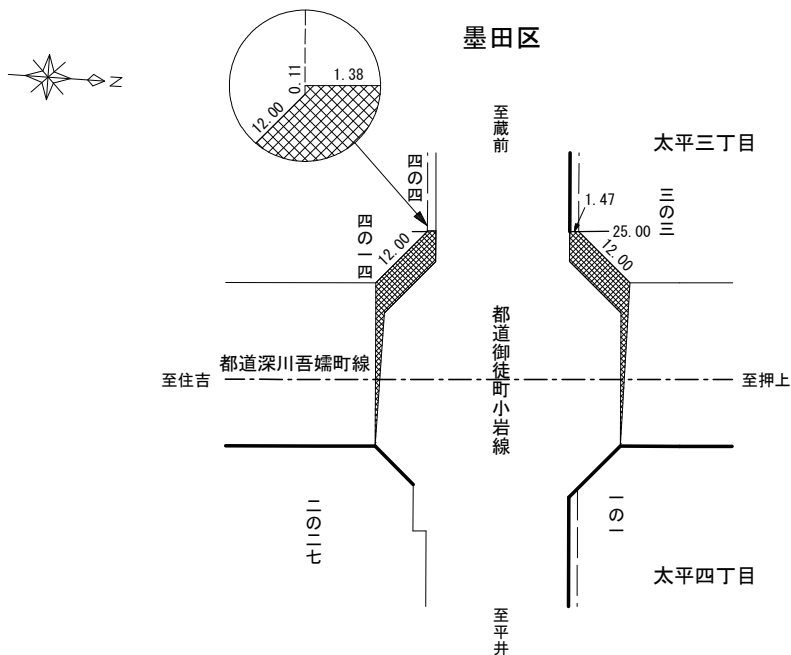


- (1) 都道深川吾孺町線
延長 七二二・七八メートル
面積 三、六〇六・九一平方メートル
- (2) 都道御徒町小岩線
延長 一一一・一二平方メートル
面積 三三・六一メートル
- 重用編入区域 (都道御徒町小岩線との重用編入)
延長 一一一・一二平方メートル
面積 三三・六一メートル
- 重用編入区域 (都道深川吾孺町線との重用編入)
延長 一一一・一二平方メートル
面積 三三・六一メートル

(1) 都道深川吾孺町線



(2) 都道御徒町小岩線



●東京都告示第二百十七号

東京都港湾管理条例施行規則（平成十六年東京都規則第百四号）第十三条の二第一項の規定により、制限区域を次のとおり変更したので、同条第二項の規定により告示する。

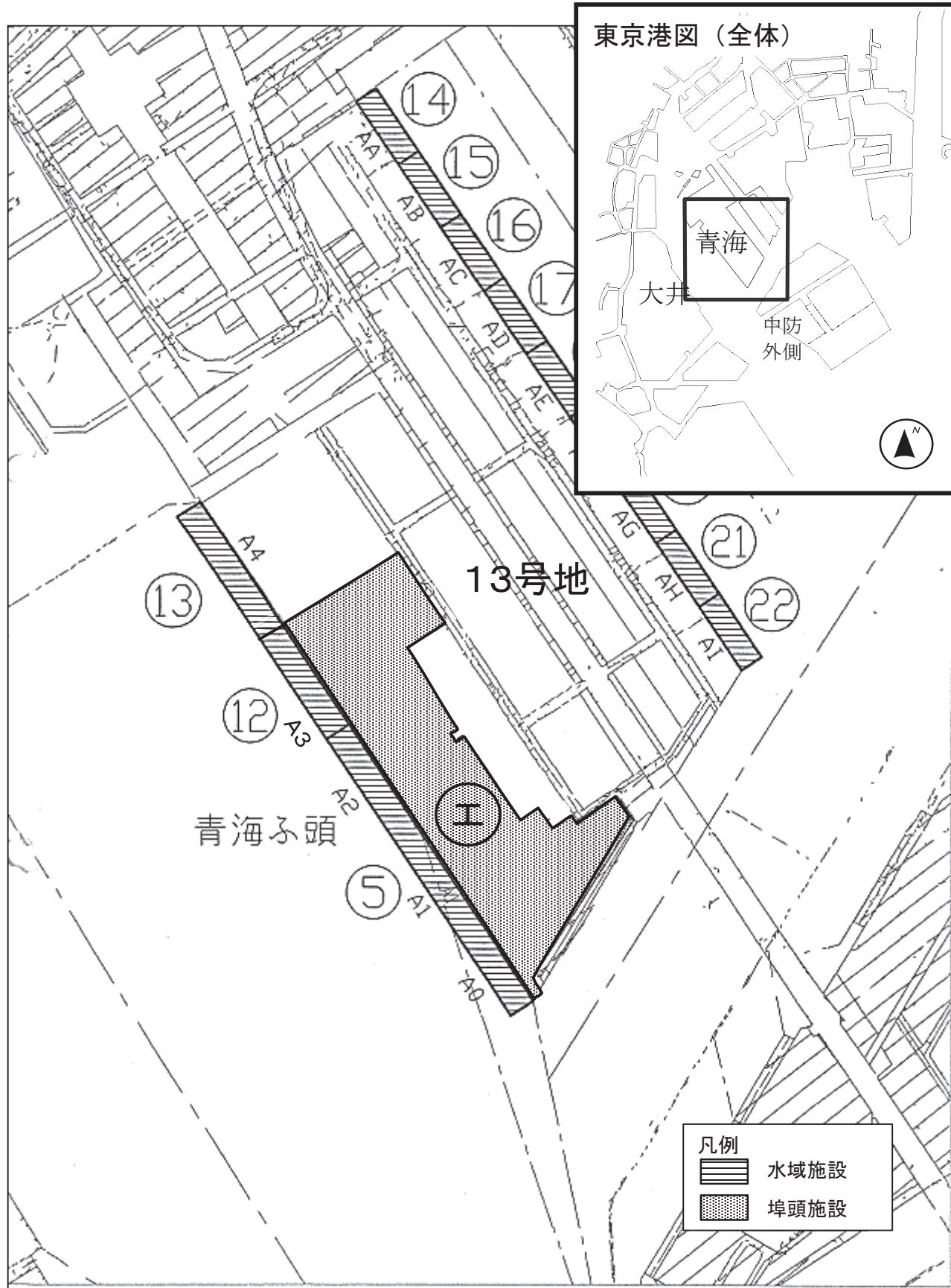
令和七年三月十四日

東京都知事 小池 百合子

制限区域の位置図 詳細図(中部地区青海コンテナふ頭)

別図

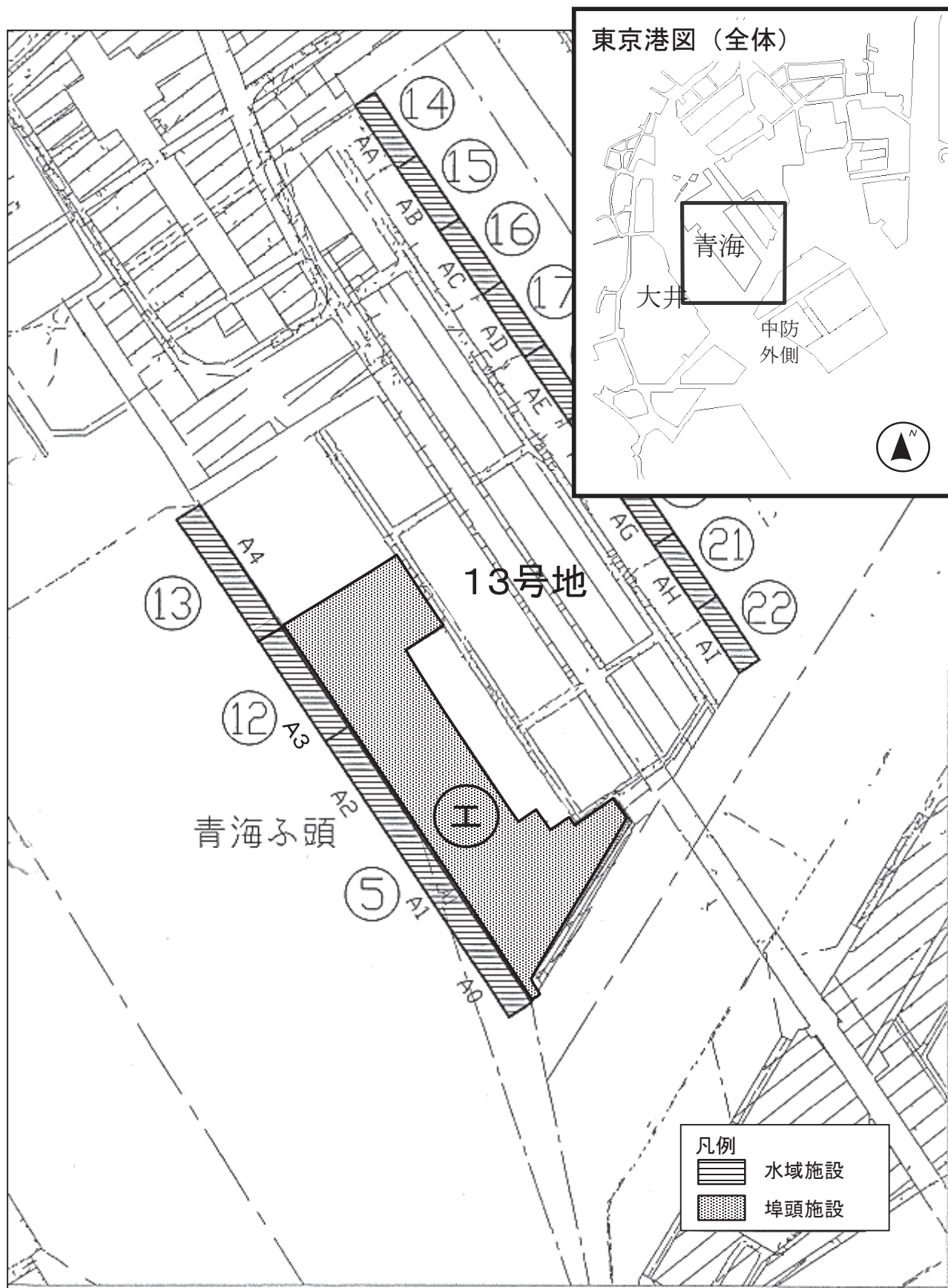
変更前



制限区域の位置図 詳細図(中部地区青海コンテナふ頭)

別図

変更後



●東京都告示第二百十八号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定に基づき、東京港海岸に係る次に掲げる区域を海岸保全区域として指定する。

なお、この関係図書は、東京都港湾局港湾経営部に備えて置いて一般の縦覧に供する。

令和七年三月十四日

東京都知事 小池百合子

一 海岸名

(沿岸) 東京湾(海岸) 東京港

(地区海岸) 港南地区(地先海岸) 東八潮

二 区域

基点一から基点十六までを順次直線で結んだ線及び基点十六と基点一とを直線で結んだ線により囲まれた区域

基点一

品川区東八潮一丁目一番潮風公園内の基準点(北緯三十五度三十七分十九・五二二二秒、東経百三十九度四十六分三・六一三〇秒)から真北五十三度三十四分五十六秒三百三十二・〇三メートルの地点(北緯三十五度三十七分二十五・九四〇六二秒、東経百三十九度四十六分十四・二一二四五秒)

基点二

基点一から三百二十四度五十三分十六秒三十一・二五メートルの地点

基点三

基点二から五十四度五十三分十七秒九・四二メートルの地点

基点四

基点三から百四十六度二十五分三十三秒三十八・五四メートルの地点

基点五

基点四から五十六度二十五分四十四秒十一・六二メートルの地点

基点六

基点五から百四十四度五十三分十六秒九・

七八メートルの地点

基点七

基点六から二百二十六度四十九分五十一秒三〇一・一一メートルの地点

基点八

基点七から百三十六度四十七分十秒八十・八八メートルの地点

基点九

基点八から四十六度四十七分四十五秒二百四十二・七二メートルの地点

基点十

基点九から八十七度二十二分二十五秒十五・五五メートルの地点

基点十一

基点十から五十度六分四十五秒十七・九八メートルの地点

基点十二

基点十一から百五十六度三十三分五十七秒二十・八五メートルの地点

基点十三

基点十二から二百三十度六分四十六秒十八・八一メートルの地点

基点十四

基点十三から二百六十七度二十二分二十五秒十四・九〇メートルの地点

基点十五

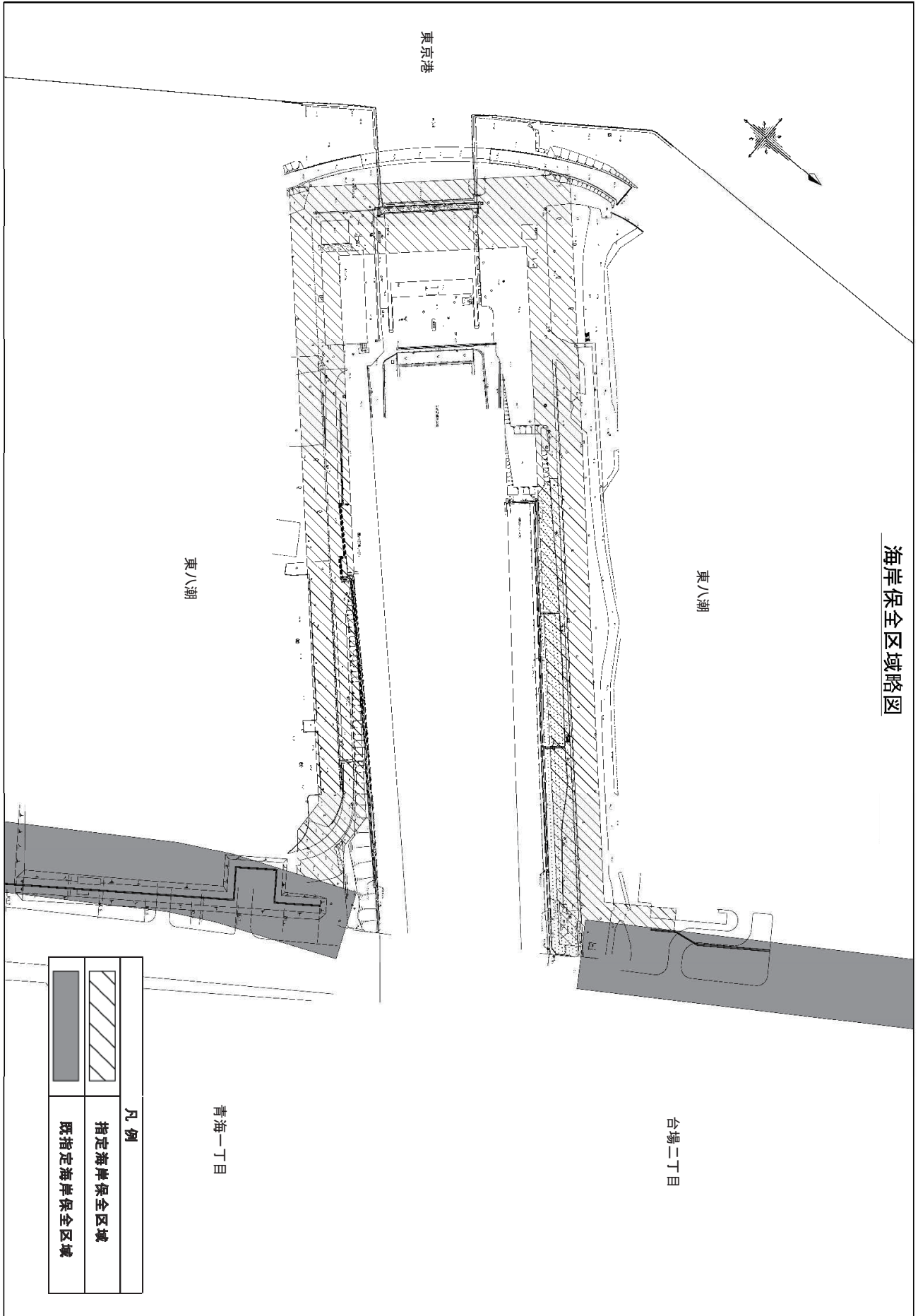
基点十四から二百二十六度四十七分四十六秒二百六十五・三三メートルの地点

基点十六

基点十五から三百十六度四十七分十秒百二十・九〇メートルの地点

海岸保全区域略図 次図のとおり

海岸保全区域略図



凡例	
	指定海岸保全区域
	既指定海岸保全区域

●東京都告示第二百十九号

令和七年東京都告示第二百十八号により指定した東京港海岸保全区域の一部について、海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第五条第四項に規定する協議が成立したので、同条第八項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年三月十四日

東京都知事 小池 百合子

一 海岸管理者 東京港湾管理者の長

二 区域

基点一から基点十までを順次直線で結んだ線及び基点十と基点一とを直線で結んだ線により囲まれた区域

基点一

品川区東八潮一丁目一番潮風公園内の基準点（北緯三十五度三十七分十九・五二三二秒、東経百三十九度四十六分三・六一三〇秒）から真北五十三度三十四分五十六秒三百三十二・〇三メートルの地点（北緯三十五度三十七分二十五・九四〇六二秒、東経百三十九度四十六分十四・二二四五秒）

基点二

基点一から三百二十四度五十三分十六秒三十一・二五メートルの地点

基点三

基点二から五十四度五十三分十七秒九・四二メートルの地点

基点四

基点三から百四十六度二十五分三十三秒三十八・五四メートルの地点

基点五

基点四から五十六度二十五分四十四秒十一・六二メートルの地点

基点六

基点五から百四十四度五十三分十六秒九・七八メートルの地点

基点七

基点六から二百二十六度四十九分五十一秒三〇一・一一メートルの地点

基点八

基点七から百三十六度四十七分十二秒一・

四四メートルの地点

基点九

基点八から二百二十七度二十分五十八秒三十・〇〇メートルの地点

基点十

基点九から三百十六度四十七分十秒二十一・一七メートルの地点

基点十一から基点二十までを順次直線で結んだ線及び

基点二十と基点十一とを直線で結んだ線により囲まれた

区域

基点十一

品川区東八潮一丁目一番潮風公園内の基準点（北緯三十五度三十七分十九・五二三二秒、東経百三十九度四十六分三・六一三〇秒）から真北七十二度五分十七秒三百五十二・二八メートルの地点（北緯三十五度三十七分三十四・五七八九七秒、東経百三十九度四十六分五・二七一〇一秒）

基点十二

基点十一から百五十六度三十三分五十七秒二十・八五メートルの地点

基点十三

基点十二から二百三十度六分四十六秒十八・八一メートルの地点

基点十四

基点十三から二百六十七度二十二分二十五秒十四・九〇メートルの地点

基点十五

基点十四から二百二十六度四十七分四十六秒二百六十五・三三メートルの地点

基点十六

基点十五から三百十六度四十七分十一秒十九・一九メートルの地点

基点十七

基点十六から四十六度十八分十一秒三十・〇〇メートルの地点

基点十八

基点十七から三百十六度四十七分六秒〇・五五メートルの地点

基点十九

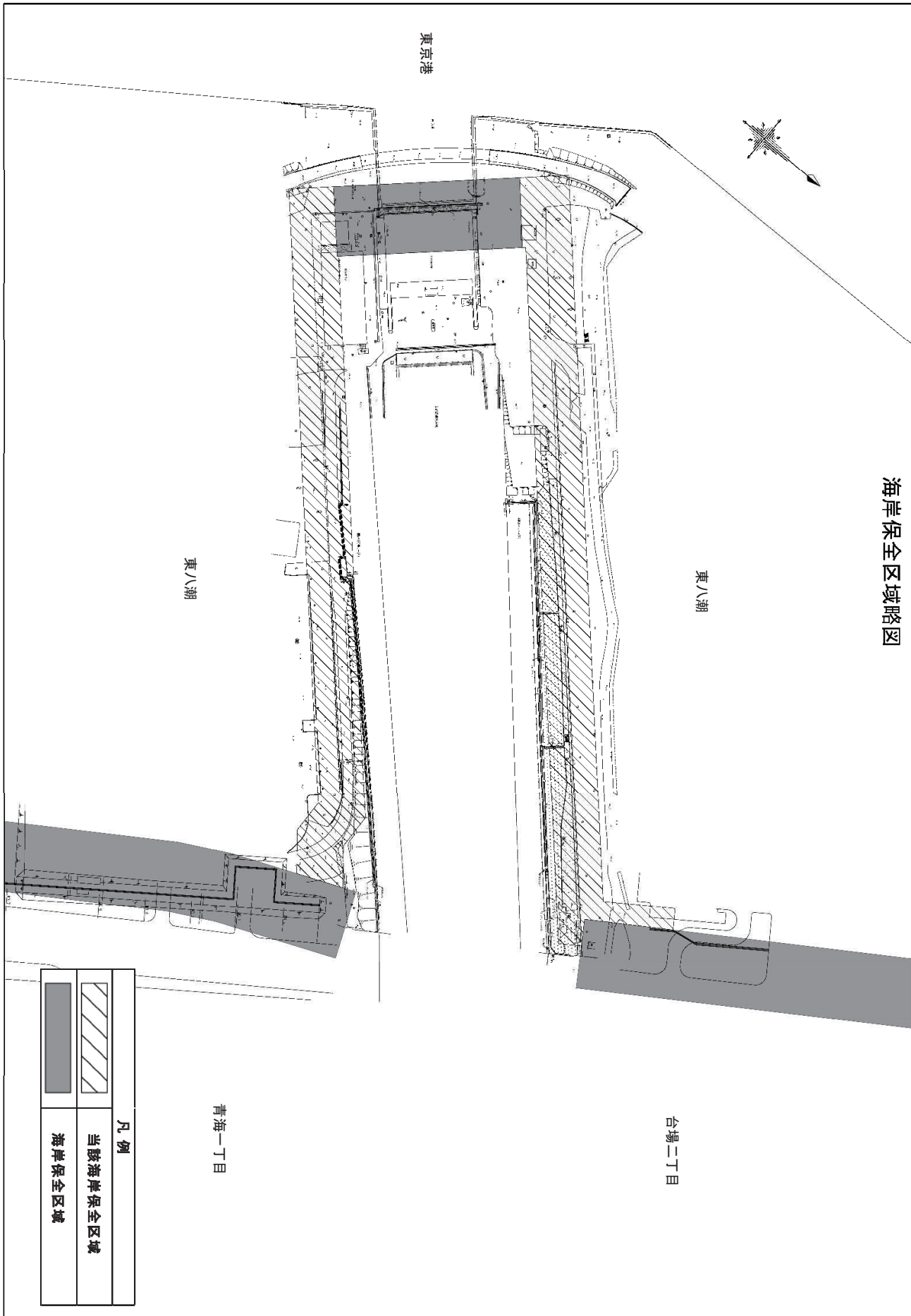
基点十八から四十六度四十七分四十五秒二百四十二・七二メートルの地点

基点二十

基点十九から八十七度二十二分二十五秒十五・五五メートルの地点

海岸保全区域略図 次図のとおり

海岸保全区域略図



●東京都告示第二百二十号

東京都海上公園条例 (昭和五十年東京都条例第七号) 第四条第二項の規定に基づき、東京都立海の森公園の区域及び面積を次のとおり変更する。

令和七年三月十四日

東京都知事 小池百合子

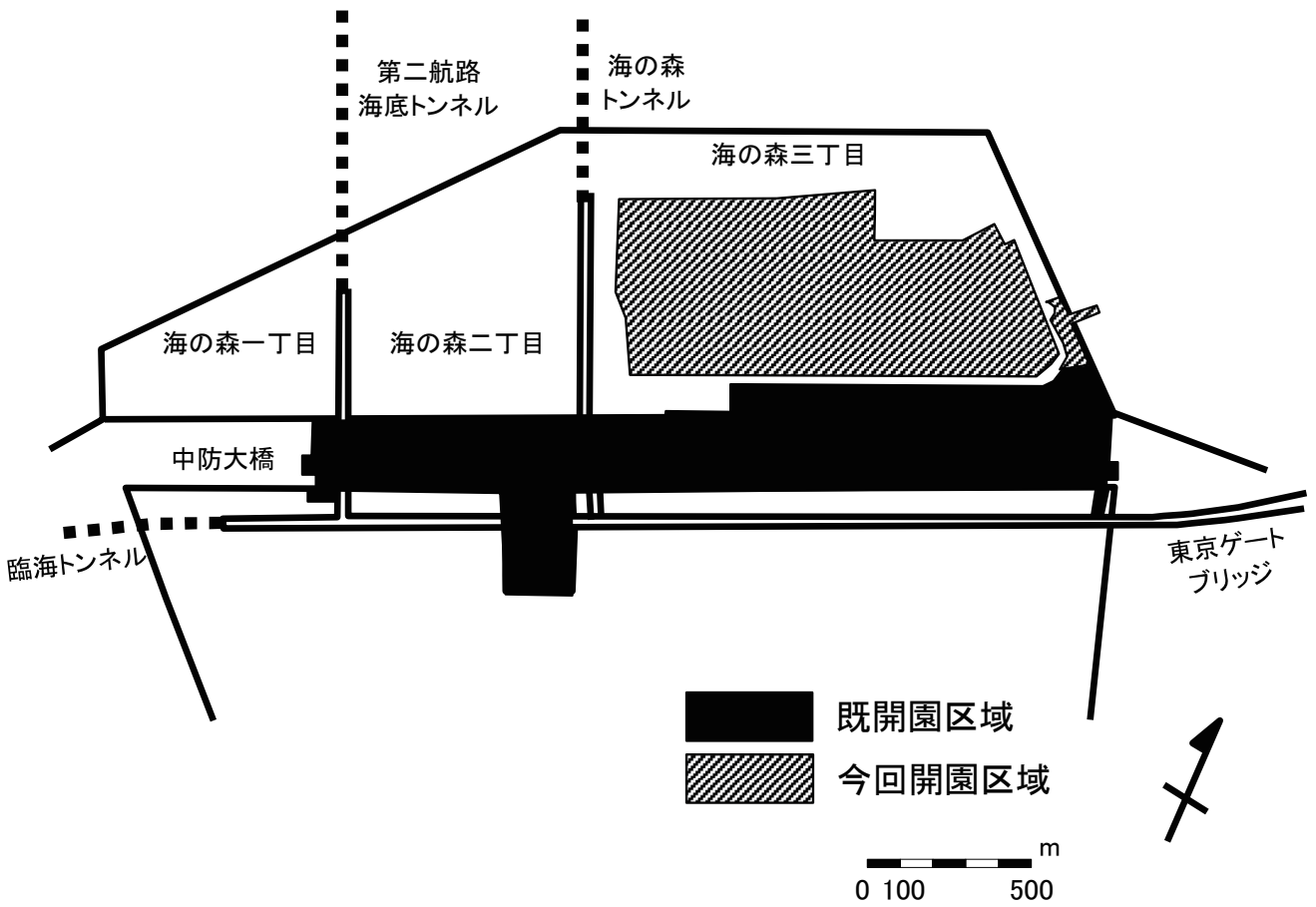
一 区域 別図のとおり

二 面積 変更前 六六九、四五六・一二平方メートル
変更後 一、二六七、三九六・二四平方メートル

三 変更年月日 令和七年三月十五日

別図

海の森公園



●東京都告示第二百二十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四條の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

令和七年三月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 公の施設の名称及び所在地

東京都立海の森公園 東京都江東区海の森三丁目

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

海の森公園パートナーズ 東京都豊島区南池袋一丁目

十六番十五号 西武造園株式会社内

三 指定の期間

令和七年三月十五日から令和十二年三月三十一日まで

●東京都告示第二百二十二号

東京都海上公園条例（昭和五十年東京都条例第七号）第四條第二項の規定に基づき、東京都立海の森公園に設置する有料施設の名称等をおり定める。

令和七年三月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称 東京都立海の森公園駐車場

規模 八、八一九平方メートル

供用開始日 令和七年三月十五日

二 名称 海の森公園の海上公園係船施設

規模 延長四〇・〇〇メートル、幅一〇・〇〇

メートル、水深AP(一)四・〇〇メートル

供用開始日 令和七年三月十五日

告 示 (内水漁管)

●東京都内水面漁場管理委員会指示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十條第一項及び第七十一條第四項の規定に基づき、東京都の区域におけるコイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）の放流、持ち出し等について、次のとおり制限する。ただし、採捕したコイをその場で放流する場合を除く。

令和七年三月十四日

東京都内水面漁場管理委員会

会長 安 永 勝 昭

(放流の制限)

一 東京都の区域の公共の用に供する水面及びこれと接続して一体を成す水面においては、公的研究機関が試験研究のために行う場合を除き、コイの放流を行ってはならない。

(持ち出しの禁止)

二 東京都の区域の公共の用に供する水面及びこれと接続して一体を成す水面においては、その水系からコイを持ち出してはならない。ただし、東京都内水面漁場管理委員会が承認する場合、東京都が疾病のための検査を行う場合及び焼却・埋却等処分を行う場合については、この限りではない。

(遺棄の禁止)

三 生死を問わず、東京都の区域の公共の用に供する水面及びこれと接続して一体を成す水面にコイを遺棄してはならない。

(有効期間)

四 この指示の有効期間は、令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までとする。

●東京都内水面漁場管理委員会指示第二号

令和七年度における第五種共同漁業に係る増殖方法及び増殖すべき量等について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十條第一項及び第七十一條第四項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和七年三月十四日

東京都内水面漁場管理委員会

会長 安 永 勝 昭

漁業権者の住所及び名称	免許番号	魚種	放流量	一尾当たりの重量	産卵場造成	備考
青梅市御岳二丁目 333番地 奥多摩漁業協同組合	内共第1号	あゆ	1,500 kg	10~15 g		
		にじま	7,100 kg	100 g		
		やまめ	3,600 kg	100~105 g		
西多摩郡奥多摩町 氷川1783番地 氷川漁業協同組合	内共第1号	いわな	115 kg	100~400 g		
		えい	10,000 kg		13箇所	
		えい	25 kg	50 g		
青梅市御岳二丁目 333番地 奥多摩漁業協同組合	内共第4号	あゆ	10 kg	10 g		
		にじま	250 kg	100 g		
		やまめ	200 kg	100 g		
あさ野市養沢 1311番地 秋川漁業協同組合	内共第2号	あゆ	1,400 kg	30~50 g		
		にじま	2,600 kg	1~7 g		
		やまめ	1,500 kg	100 g		
府中市府中町二丁目 25番地 多摩川漁業協同組合	内共第3号	あゆ	290 kg	25 g		
		えい	190 kg	200 g	8箇所	
		えい	75 kg	50 g	30箇所	
府中市府中町二丁目 25番地 多摩川漁業協同組合	内共第12号	あゆ	40 kg	40 g		
		えい	50 kg	25 g	5箇所	
		えい	140 kg	200 g	6箇所	
八王子市上恩方町 1353番地 恩方漁業協同組合	内共第5号	あゆ	30 kg	40 g		
		えい	40 kg	25 g	11箇所	
		えい	80 kg	200 g	4箇所	
府中市府中町二丁目 25番地 多摩川漁業協同組合	内共第5号	あゆ	40 kg	25 g		
		にじま	800 kg	80 g		
		やまめ	85 kg	1,700 g		
府中市府中町二丁目 25番地 多摩川漁業協同組合	内共第5号	あゆ	120 kg	2 g		
		えい	10,000 kg			
		えい	15,000 kg			
府中市府中町二丁目 25番地 多摩川漁業協同組合	内共第5号	あゆ	20 kg	40 g		
		えい				
		えい				

漁業権者の住所及び名称	免許番号	魚種	放流量	一尾当たりの重量	産卵場造成	備考
西多摩郡奥多摩町 川野529番地 小河内漁業協同組合	内共第9号	にじま	350 kg	100 g		
		やまめ	125 kg	100 g		
		いわな	10,000 kg	2 g		
江戸川区江戸川 四丁目16番地36 東京東部漁業協同組合	内共第11号	いわな	125 kg	150 g		
		えい	10,000 kg	2 g	1箇所	
		えい	10,000 kg	2 g		
内共第10号	えい	40 kg	150 g			
	えい	10,000 kg	2 g			
	えい	10,000 kg	2 g			
内共第15号	えい	60 kg	100 g			
	えい	40 kg	100 g			
	えい	10,000 kg	2 g			
内共第6号	えい	1,000 kg	25 g			
	えい	20 kg	25 g			
	えい	0 kg	25 g			
内共第11号	えい	1,400 kg	25 g			
	えい	60 kg	25 g			
	えい	0 kg	25 g			

注：「えい」については、コナール・スウナリス病のまん延防止のため東京都内水面漁場管理委員会が発動した委員会指示(委員会指示第1号)に従い、種苗放流に係る指示は行わないこととする。

規程(水)

●東京都水道局管理規程第二号

東京都給水条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月十四日

東京都水道局長 西山 智之

東京都給水条例施行規程の一部を改正する規程

東京都給水条例施行規程(昭和三十三年東京都水道局管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

別表中「受水タンク以下装置メータ設置(新設・改造・撤去)承認申請書」を
受水タンク以下装置メータ設置(新設・改造・撤去)調査

「メータ設置承認申請書

に改める。

附則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。

告示(水)

●東京都水道局告示第一号

昭和四十六年東京都水道局告示第十五号(東京都水道局出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定)の一部を次のように改正し、令和七年三月三十一日から施行する。

令和七年三月十四日

東京都水道局長 西山 智之

二収納取扱金融機関の表(一)納入者から公金を収納する事務を行う機関の部株式会社七十七銀行の項、株式会社廣島銀行の項及び株式会社肥後銀行の項を削り、同部株式会社あいち銀行の項中「同」を「東京都に所在する店舗」に改める。

公告

市街地再開発組合の理事長の変更について

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第二十八条第一項の規定により東京駅前八重洲一丁目東A地区市街地再開発組合から次に掲げる者に理事長を変更した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

令和七年三月十四日

東京都知事 小池 百合子

一 氏名

東京建物株式会社 代表取締役 小澤 克人

二 住所

中央区八重洲一丁目九番九号

消防法に基づく命令の公告について

消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)第17条の4第1項の規定により命令を行ったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和7年3月14日

東京消防庁

赤坂消防署長 清 武 直 志

1 防火対象物の所在地 港区赤坂二丁目13番17号

2 防火対象物の名称 シントニ赤坂第2ビル

3 命令を受けた者 株式会社伸富開発
代表取締役 徳山 秀雄

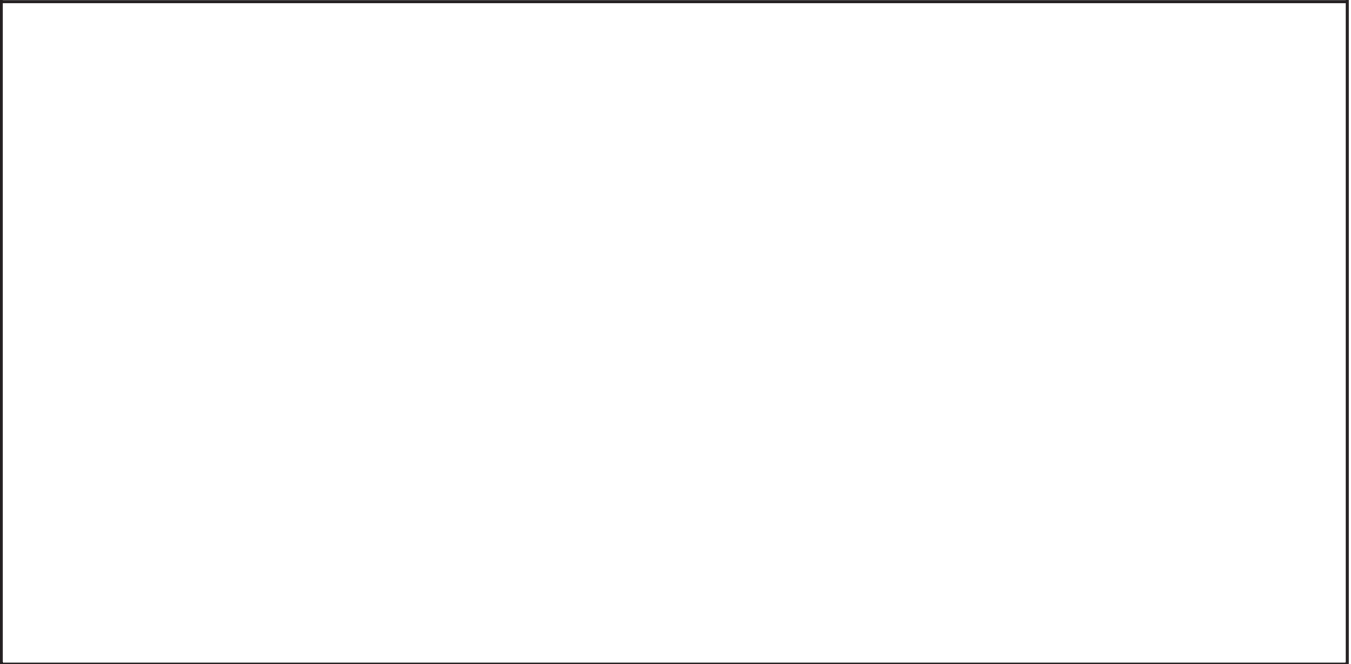
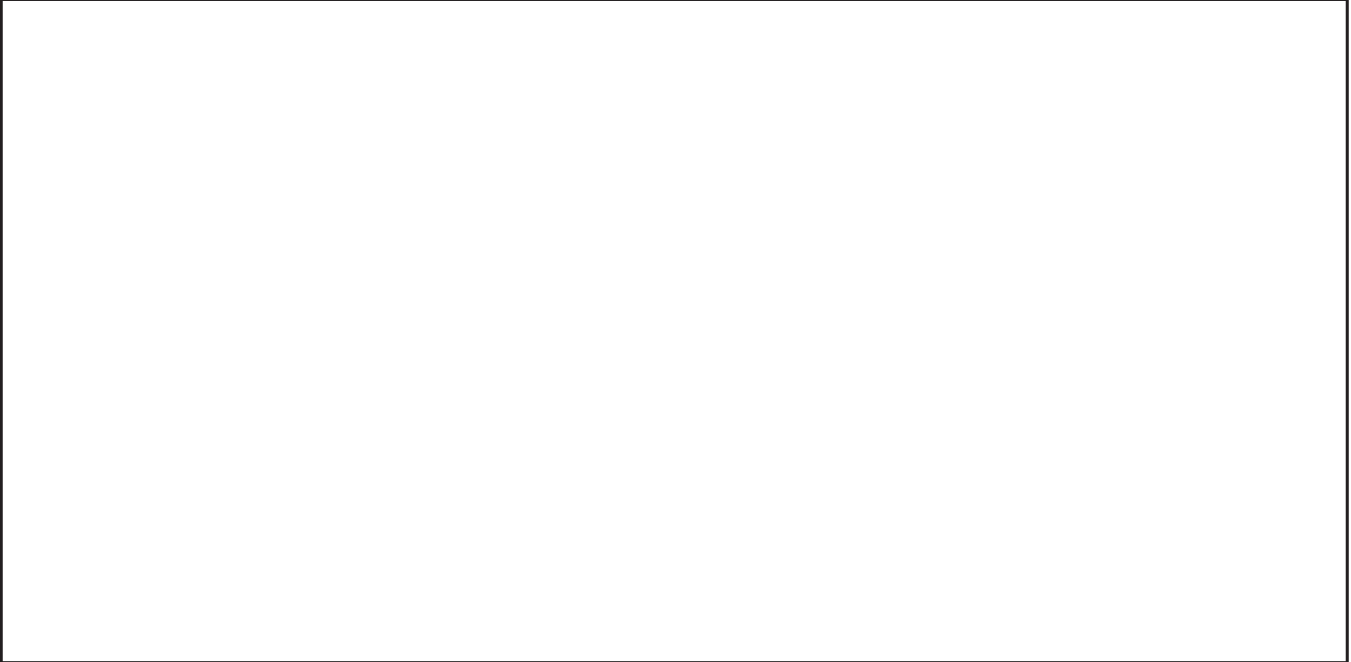
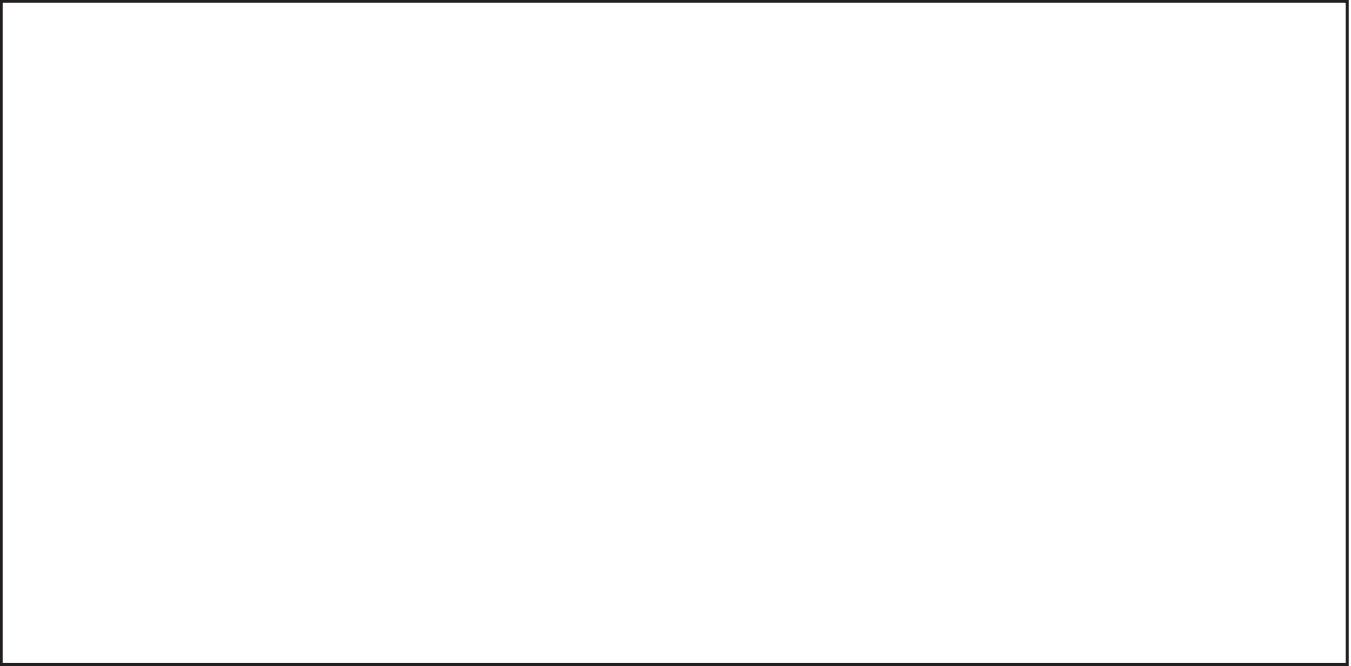
4 命令事項 (1) 令和7年5月16日までに、2の防火対象物の3階に避難器具を技術上の基準に従って設置すること。

(2) 令和7年5月16日までに、2の防火対象物の4階に避難器具を技術上の基準に従って設置すること。

(3) 令和7年5月16日までに、2の防火対象物の5階に避難器具を技術上の基準に従って設置すること。

5 命令年月日

令和7年1月16日



発行

東京都
東京都新宿区西新宿三丁目八番一
号

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

三鈴印刷株式会社
東京都千代田区神田神保町三丁目三十三番地一
号

郵便番号
101-0051